

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底について

国内外で新型コロナウイルスの感染が拡大する中、社会福祉の最前線で御活躍されている皆様におかれましては、高齢者や基礎疾患がある方など重症化のリスクの高い利用者へ継続的なサービスを行っておられることに心から感謝申し上げますとともに、どんなに困難な状況であっても利用者のために献身的に従事する姿に、心より敬意を表します。

さて、今般の松山市のサービス付き高齢者向け住宅における新型コロナウイルス集団感染事例においては、本来2週間の自宅待機を行うべき濃厚接触者となった職員がサービス提供を続けたことで、利用者への感染拡大が懸念される状況となっております。

そこで、改めて、皆様にお願いがございます。

県外では社会福祉施設における大規模な集団感染事例も発生している中、利用者との距離が近い社会福祉施設等においては、感染拡大防止対策の徹底が何よりも大切です。職員全員が濃厚接触者となり、事業所としてサービスの継続ができなくなる事態を避けるため、「利用者ごとに担当を固定する」「受け持ちのフロアやユニットを固定する」などのリスク分散を行うほか、職員が不足する事態に備え、代替措置の確保など事業者間の連携に努めてください。

また、新型コロナウイルスの特徴として、高齢者や基礎疾患のある方が特に重症化しやすいと指摘されていることを踏まえ、万が一、感染者が発生した場合においても、利用者へ感染を拡大させることのないよう、次の点に特にご留意ください。

- ・職員が濃厚接触者となった場合は、即時に出勤を停止し、自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。また、職場復帰時期についても、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従うこと。
- ・利用者が濃厚接触者となった場合は、入所系の利用者は個室へ移動、居宅系の利用者は自宅待機とし、保健所の指示に従うとともに、必要なサービスを継続する際には、担当者を分ける等の感染拡大防止に努めること。

なお、社会福祉施設等に勤務する皆様におかれましては、施設・事業所内にウイルスを持ち込むことのないよう、改めて次の予防策の徹底に努めてください。

- ・面会については、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。
- ・マスクの着用や手洗い、アルコール消毒等の励行、共用部分のこまめな消毒などの感染症対策を徹底すること。
- ・発熱等の症状が認められる職員は出勤を行わないことを徹底すること。

県内でも感染経路が特定できていない感染事例が複数発生しており、4月13日から26日までの約2週間、県民の皆様へ「緊急事態回避行動」について強く要請させていただいているところでありますが、特に社会福祉施設等で従事する皆様には、

1. 「うつらないよう自己防衛！」
2. 「うつさないよう周りに配慮！」
3. 「県外や不要不急の外出自粛！」

の3点をしっかり守っていただき、県内感染拡大の防止に協力いただくとともに、絶対に利用者へ感染させないという意識を強くもって御対応いただきますようお願いいたします。